



1月21日開催 東地申第20号

「自己申告書と面談に基づいてエルダー雇用先の再提示を求める緊急申し入れ」団体交渉を行う！

エルダー雇用について東京新幹線車両センターを8月末に定年退職した組合員に対し、自己申告書(5)や面談の中で伝えた希望とかけ離れた就労箇所が提示されたため、異議申立ての見解と就労先の再提示を求めて団体交渉を行いました！

**冒頭
指摘！**

**9月15日緊急の申し入れをしたが、本日の開催は遅いと指摘せざるを得ない！
エルダー雇用について団体交渉にまでなってしまったことは非常に残念だ！**

1. 「再雇用申込書」や「エルダー社員雇用契約書」に記載した異議申立てに対して会社の見解を明らかにし、自己申告書(5)と面談での本人希望に基づいた就労箇所を別途提示すること。

【会社回答】自己申告書(5)や面談によって把握した業種、勤務地に沿った中での就労条件提示であり、別途就労箇所を提示する考えはない。

組合の主張

- ・ 本事象の事実経過を確認する！
- ・ 異議申立てに対する会社の見解を明らかにすること！このような事態は制度が開始されてからはじめてのことだ！
- ・ 自己申告書(5)とそれに基づく面談の内容が、提示された就労先に全く反映されていない！面談でも具体的に現場長に伝えている！どのように反映しているのか？！
- ・ 面談で人事課が立ちばかりサインを迫ったり、エルダー社員雇用契約書を自宅に送りつけたり、会社の対応は丁寧でない！**脅迫だ！**
- ・ 別途、再雇用先を提示すること！面談を行うこと！
- ・ 高年齢者雇用安定法に則っているのか明らかにすること！
- ・ 異議申立てについての見解を本人に返すこと！
- ・ 東京支社以外の組合員が東京支社の交渉に参加できないことは、到底受け入れられない！東京支社の一方的な解釈だ！抗議する！

会社の回答

- ・ 団体交渉であり、公開であるので個別具体的な回答は控える。
- ・ **不誠実！**
- ・ 提示されたものについて異議があるということもあるかもしれないが、個人の捉え方だ。会社として就労条件を提示している。
- ・ 個別具体的なことは回答を控えるが、自己申告書(5)の面談を通じて把握し、総合的に勘案して就労条件を提示している。内容を反映して提示している。
- ・ **一般論でしか回答されず議論が噛み合わず！**
- ・ 理解をしてもらうために丁寧に対応している。再雇用の意思を確認するため必要により書面による手続きもある。
- ・ 自己申告書と面談に基づいて就労先を提示しており別途提示する考えはない。
- ・ 高年齢者雇用安定法等の法令に則って対応している。

団体交渉で解決できないことは非常に残念だ！我々が具体論で示したのにも関わらず一般論の回答に終始した！本人には誠実に向き合うこと！経営の問題である！